

建設長崎福祉共済制度給付内容

平成28年11月1日より発効

※この給付の効力は組合加入後3ヵ月後の同日より発生します。

共済種目		共済A型（65歳未満の組合員）	共済B型（65歳以上の組合員）	
共済会費		月額 1,300円	月額 1,100円	
休業補償	病気休業手当金 (業務上の疾病・交通事故を除く)	組合加入 3ヵ月超1年未満……………1日につき 1年以上2年未満……………1日につき 2年以上……………1日につき	4,000円（労務不能4日目より支給し最高27日間） 4,000円（労務不能4日目より支給し最高37日間） 4,000円（労務不能4日目より支給し最高47日間）	
	傷害入院給付金	組合員がケガで入院した場合 入院1日につき	1,500円（入院初日より支給し最高180日を限度）	
	入院見舞金	傷害入院給付金と同時に入院30日間につき	10,000円（最高6回 60,000円を限度）	
各種祝金	結婚祝金	組合員が結婚したとき	30,000円	
	出産祝金	組合員または配偶者が出産したとき	10,000円	
	小学校・中学校入学祝	組合員の子供が小学校・中学校に入学する際、一児童（生徒）につき	5,000円	
	成人の祝	15,000円	—	
	初老（厄入）祝	15,000円	—	
	還暦の祝	15,000円	—	
	古希の祝	—	15,000円	
	喜寿の祝	—	15,000円	
	米寿の祝	—	15,000円	
敬老の祝	—	70歳以上の組合員に対して祝品贈呈		
労災事故給付金（見舞金）		休業10日以上の上の労災事故にあった場合	一事故につき 10,000円	
交通事故給付金（見舞金）		休業10日以上の上の交通事故にあった場合	一事故につき 10,000円	
住宅災害見舞金	火災	全焼・全壊の場合（70%以上）	800,000円	
		半焼・半壊の場合（20%以上70%未満）	720,000～400,000円	
		一部焼・一部損壊（20%未満）	240,000～40,000円	
	風水害 (地震を除く)	全壊・流出（自宅70%以上の損壊・流出）	240,000円	
		半壊（住宅20%以上70%未満の損壊）	120,000円	
		一部壊	(損害額が100万円を超える場合) 24,000円 (損害額が20万円を超え100万円以下の場合) 8,000円	
	床上浸水	全床面の50%以上の浸水（150cm以上40cm未満）	120,000～24,000円	
全床面の50%未満の浸水（100cm以上）		24,000円（100cm未満）8,000円		
弔慰金		火災等で組合員の2親等までの同居家族が死亡した場合	80,000円	
障害給付金	病気による重度障害 ・労災保険法第1～2級 ・労災保険法第3級2～4号		500,000円	
	不慮の事故	重度障害	1,000,000円	
		労災保険法第3～14級	450,000円～20,000円	
	交通事故	重度障害	—	1,000,000円
		労災保険法第3～14級	—	900,000円～40,000円
入院給付		—	(入院5日目より180日を限度) 1日につき2,000円	
通院給付	—	(通院初日より90日間を限度) 1日につき1,000円		
死亡弔慰金	組合員	病気死亡（自殺含む）	510,000円（加入年数不問）	組合加入 3ヵ月超1年未満 40,000円 1年以上2年未満 60,000円 2年以上6年未満 80,000円 6年以上 110,000円
		不慮の事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）	
		交通事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）	
	配偶者死亡	組合加入 3ヵ月超1年未満……………30,000円 1年以上2年未満……………40,000円 2年以上6年未満……………50,000円 6年以上……………60,000円		
家族死亡		組合加入 3ヵ月超～	15,000円	
70歳以上退会慰労金 (70歳以上組合員が脱退する場合)		—	組合加入 20年以上 100,000円 30年以上 120,000円	

【特記事項】

- この共済給付の効力は組合加入後3ヵ月後の同日より発生します。但し、住宅災害見舞金・組合員障害給付金・組合員死亡弔慰金（A型及びB型の交通事故死亡）については組合加入年数は問いません。
- 組合費・共済会費等を3ヶ月以上未納している場合は支給できません。
- 病気休業手当について
 - 組合員が病気等で仕事を休んだ場合に支給します。但し、業務中の疾病や第三者行為による交通事故等は支給対象になりません。
 - 組合加入3ヶ月後の同日以降に発病し、その疾病により労務不能となった場合に支給対象となります。
 - 限度満額支給を受けた日より1年間に同一疾病等で無受診の場合に限り、その疾病は治癒したものとみなし新たに支給することができます。
- 傷害入院給付金について支給対象とならないものは次の通りです。
 - 腰痛（症）・腰椎症・脊椎症・ヘルニア／妊娠・出産・流産／地震・噴火・津波等によるケガ／ピッケル等を使用した山岳登山／スカイダイビング等の危険な運動中による事故／脳疾患等の病気によるケガ（歩行中病気で意識を失い転倒してケガをした場合等／病気による入院、傷害事故による通院等）
 - 健康保険、労災保険、生命・損害保険、加害者からの賠償金等の有無に関係なく支給対象になります。
- 死亡弔慰金について
 - 組合員、配偶者及び家族死亡に伴い弔慰金を支給する際には、弔慰金とは別に福祉共済会より生花をお供えすることとします。
 - 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母（義父母含）、別居の実父母を対象とします。
 - 死亡弔慰金には、香典代（組合員・配偶者死亡時は10,000円・家族死亡時は5,000円）も含まれています。
- この福祉共済会の改定は、事実発生日が平成28年11月1日以降の申請日より適用します。